

熊本県地域防災計画 令和4年度修正の概要

○ 国の防災基本計画の修正や本県における災害対応の見直し等を中心に修正

主な修正項目

1. 防災基本計画修正(R3. 5)の反映

- ① 避難所や災害対応における男女共同参画の推進
- ② 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- ③ 災害時における円滑な応急仮設住宅の供与の推進
- ④ 災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

2. 県の施策等を踏まえた主な修正

- ① 外国人への防災知識の普及促進
- ② 災害発生のおそれがある段階からの情報連絡員(LO)の派遣
- ③ 県災害警戒本部等体制基準の明確化

1. 防災基本計画修正（R3.5）の反映

①避難所や災害対応における男女共同参画の推進

- ・県及び市町村は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう努めることを明記
- ・県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ることを明記
- ・市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止し、安全に配慮するよう努めることや警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口の情報提供に努めることを明記

1. 防災基本計画修正（R3.5）の反映

②避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施

- ・県及び市町村は、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練の実施に努めることを明記
- ・県及び市町村は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じること及び自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有することを明記
- ・原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルス感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることを明記

③災害時における円滑な応急仮設住宅の供与の推進

- ・県は、既存住宅ストックの活用を重視して、被災者の応急的な住まいを早期に確保するよう努めることを明記
- ・被災地に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やか設置し、被災者の応急的な住まいの早期確保に努めることを明記

1. 防災基本計画修正（R3.5）の反映

④災害時の広域的な避難への直接協議や平時からの役割分担及び受け入れ準備

- ・県及び市町村は、既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めることを明記
- ・市町村は、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所等の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受け入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受け入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができることを明記
- ・市町村は、指定避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めることを明記

2. 県の施策等を踏まえた主な修正

①外国人への防災知識の普及促進

- ・ 県及び市町村は、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、市町村等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組むことや、災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、市町村職員の対応力向上を図ることを明記

②災害発生のおそれがある段階からの情報連絡員（LO）の派遣

- ・ 県は、災害が発生するおそれがあると認められる市町村に対し、速やかに情報連絡員を派遣し、市町村の行政機能の確保状況、災害対応の進捗状況及び被災市町村からの各種要請等を把握したうえで、関係省庁等との情報共有を図り、必要な応援が迅速に行われるよう努めることを明記

③県災害警戒本部等体制基準の明確化

- ・ これまで県地域防災計画において体制基準が示されていなかった県災害警戒本部体制の基準について明記